非行少年の就職支援の現状と課題

林崎 侑馬

- 1 はじめに
- 2 非行少年に対する就労支援の現状
- 3 現状の就労支援の問題点
- 4 これからの就労支援に求められる事
- 5 おわりに

1 はじめに

令和元年版犯罪白書によると平成30年に少年院を出院した2156人の中で4割が進路を決定しており、その中の36.2%が就職という道に進んでいる。しかし出院した人の再犯率は2021年時点で34,7%であり3人に1人が再犯に手を染めているという事になる¹。また「非行少年に対する再非行や再犯に及んで要因に対する認識」の調査によると42.9%もの人が「学業や仕事を続けられない・仕事が見つからない」²と回答しており就労に対する支援は満足とは言えない状況であると考える。

このような状況の中で現在の支援内容を見直し、より少年が社会に復帰することが出来 るような支援内容は無いかを検討していきたい。

2 非行少年に対する就労支援の現状

現在行われている就労支援として、入院時・中間期・出院前で支援内容を変えながらサポートしている。まず入院時に在院者及び保護者に対して就労支援内容の周知を行う。その後職業的知識・技術の向上を行いながら自立能力の付与・向上を図る。中間期には就労

¹ 弁護士 JP ニュース「3人に1人が再犯。少年院を出た後の人生に潜む闇」

https://www.ben54.jp/news/77#:~:text=2021%E5%B9%B4%E3%81%AB%E7%99%BA%E8%A1%A8%E3%81%95%E3%82%8C,%E3%81%84%E3%82%8B%E3%81%A8%E3%81%A8%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8B%E3%81%AA%E3%82%8B%E3%80%82

² 平成 23 年版犯罪白書第7編第4章第3節5

https://hakusyo1.moj.go.jp/jp/58/nfm/n_58_2_7_4_3_5.html#:~:text=%EF%BC%8842.9 %EF%BC%85%EF%BC%89%EF%BC%8C%E3%80%8C%E5%AD%A6%E6%A5%AD, %E3%82%92%E8%BB%BD%E8%A6%96%E3%80%8D%E3%81%A8%E3%81%84%E3 %81%86%E3%80%82%EF%BC%89%E3%80%8D

及び職場定着のために必要となる基本的なスキルやマナーの指導を行う。出院前には就労環境・体制の整備を行う³。環境・体制の整備の具体的内容として支援希望者は法務教官を通して面接希望を出し、就労支援スタッフとの面接が行われる。この他にも就労支援スタッフとの面接とは別に、ハローワークの職員との面談も行われる。ここでは具体的に仕事の紹介が行われる。また、保護司との面接も行われ、保護司の紹介で就業先が決まる少年もいる。ハローワークでも、「協力雇用主」という少年院退院 者や刑務所の出所者を受け入れている事業主だけでなく、一般の事業主へも広げて紹介を行っている⁴。

3 現状の就労支援の問題点

上記で述べた就労支援の問題点について I 民間の協力が必要不可欠である事 II 就労先の確保が困難である事Ⅲ就労の継続性という 3 点から指摘したい⁵。

まず民間の協力がなくては十分な支援にならないという点がある。少年院内での支援や就労活動は非常に有効であるが、あくまでも施設内での取り組みであり、実際に就職するのは社会に出てからであり、社会の中で生活していくことから少年院から出た後に行われる支援の方がより重要であると考える。実際に民間の支援として協力雇用主制がある。協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。協力雇用主になるためには、各都道府県にある保護観察所に登録し、地区協力雇用主会に入会する必要があり、登録手続きには保護観察所が行う。現在は約25000の協力雇用主が協力している。このように社会に復帰していくためには民間との協力が不可欠となっている。

次に就労先の確保が困難であるという問題がある。前述したように協力雇用主の数は25000であるが、実際に非行少年等を雇用している協力雇用主の数は平成26年時点で472であり割合としては3.7%である。こうした状況から就職先の確保という実際に就職できる場所の確保が重要になると考えている。他にも一人ひとりの適性にあった就職先がなければ就労を継続し社会に復帰していく事が難しくなるという所からも多様な就職先を確保しなければならないので現状では不十分だと考える。

最後に就労の継続性という問題がある。就労とは就労しそれを継続していかなければならない。しかしまた、全国就労支援事業者機構が平成24(2012)年4月現在の協力雇用主のうち1,000の協力雇用主を抽出して行ったアンケート調査によれば、実際に対象者を

https://www.moj.go.jp/content/001222539.pdf

https://core.ac.uk/download/pdf/228929422.pdf

5 吉開 多一「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」

https://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_07_Yoshikai.pdf

³ 法務省「受刑者・少年院在院者に対する就労支援対策について」

⁴ 神山 直子「矯正機関における就労支援」

雇用した協力雇用主の雇 用期間の平均は、三か月以内が 25.3%、三か月を超え六か月以内が 16.7%であり、平均すると六か月までしか雇用が継続していない者が 42%を占めているほか、過去に雇用した者のうちで最も短かった 雇用期間は、三か月以内が 58.6%を占めているなど、就労の継続が困難であることが分かる。このような状況になってしまった原因は様々考えられるが、単に職場になじめるかどうかだけの問題では無いと考える。社会生活をしていくにあたって仕事は日常生活において多くを占めるがすべてではない。そのため就労の支援だけでなく、日常生活を安定させるために日常生活上の不安定さを抱えている被支援者の場合、日常生活上の支援をどのように行っていくかも考える必要があると考える。

4 これからの就労支援に求められる事

以上で述べたような問題点が考えられる事からこのような問題点を改善していく事を 考えていく。

現在の就労支援の形は少年院などでスキルを身に着け就労するという「訓練してから就労」という形であると考える。しかし就労に成功しても、その後に就労を継続する場面で引き続き高いハードルが待ち構えていることが予想される。そこで「就職してから訓練」と考える事により労働習慣や社会での生活なども訓練しながら働き社会復帰が出来ると考える。しかし、これは実際の企業にとっては事業を継続していく上で負担となりかねず、より非行少年の採用を行わず、就労先を確保すること自体に困難が生じてきてしまう可能性も出てきてしまう。そこで協力雇用主だけでなく社会的企業の存在が重要になってくると考える。

社会的企業とは、ソーシャル・ファームやソーシャル・ビジネスなどとも呼ばれ、その捉え方には種々のものがあるが、主な特徴としては、①一般の営利企業のように株主・出資者の利益の最大化を目的とするのではなく、社会的な問題の解決を目的とし、株主・出資者への配当はこれに劣後するか、行われないこともある、②刑務所出所者や非行少年に限らず、障害者、ホームレス、長期失業者、シングルマザー、ニート、引きこもりなど、労働市場で不利な立場にある人たちを広く対象とし、職業訓練的な就労や本格的就労への橋渡しとなる中間的就労なども含めた、就労しやすい仕事を提供する、③福祉的就労と異なり、補助や寄付に頼らず、一般の営利企業と同等なビジネスの手法を用いて収益を上げ、持続可能かつ自立的な経営を行う、④援助する側のスタッフのみならず、労働市場で不利な立場にある人たちにも一般市場に見合った報酬を支払い、生計の維持を可能にする、という特徴がある6。実際の社会的企業の例として株式会社ヒューマンハーバーがあ

⁶ 吉開 多一「犯罪・非行をした者に対する就労支援の現状と課題」 https://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiyo_07_Yoshikai.pdf

る。この企業は高度な技術を要せず、少年院・刑務所を出て社会に 戻ってからでもすぐに従事でき、顧客と対面しないでよいなど、支援対象者が継続しやすい仕事として、産業廃棄物処理・資源リサイクル業を選んでいるなど仕事の内容を工夫し、宿泊・就労・教育の三位一体の支援も行っている。具体的には、同社の寮「てんしん館」 での宿泊支援、ヒューマンハーバーで週五日間仕事をする就労支援、そのうち週一日は「そんとく塾」で学習する教育支援をそれぞれ提供している。自立準備ホーム利用者も、週三日は「そんとく塾」で学習する。この「そんとく塾」では、高校教諭経験者らによって「読み・書き・そろばん・パソコン」の指導が行われ、日本語検定や情報処理検定といった資格試験も目指す。このようにして「再犯を起こさない社会づくり」の事業を展開している7。このような社会的企業を後押しし数を増やし、もっと多くの人に知ってもらい認知度を上げ、この社会が受け入れていく環境づくりを少しずつ構築していく事が今後の就労支援として重要なのではないかと考える。

5 おわりに

上記で述べたような事から現状の就労支援の問題点を克服し、より社会復帰しやすい社会の構築のためには現状の「訓練してから就労」という形ではなく「訓練して就労してからも訓練」という形にしていく事が重要なのであると考え、この様な企業をどのように増やしていくことが出来るかが重要になってくる。このような就労先として期待できるのは社会的企業である。日本でも社会的企業の活動は活発になってきてはいるがその対象は障がい者や地域の雇用創出を目的としたものであり非行少年などを対象としたものは少ない。そのため社会にもっと知ってもらい社会全体で受け入れていく事や社会的企業の周知強化や支援は今からでもできる事であると考える。

就労支援の取組は正解があるわけではなく難しいかもしれないが、少しずつ確実に進めていく事が就労支援を成功させ、再犯の少なく非行少年が社会に復帰していける社会を築いていく事が可能になると考える。

7 株式会社ヒューマンハーバー http://www.humanharbor.net/

_